



よくわかる国保のしくみ

No.4

平成20年度から 特定健診・特定保健指導が始まります！

近年、わが国では、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増えています。その生活習慣病の発症に大きくかかわっていると注目されているのが、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）です。

平成20年度から、生活習慣病の予防と早期発見を徹底するために、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」と、その結果に基づいて適切な健康づくりを支援する「特定保健指導」が始まります。

● 健診の実施主体は医療保険者となります

今まで、町などで実施していた健診は、平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合など。保険証であなたの医療保険者を確認できます。）が、特定健診・特定保健指導を実施します。

● 健診・保健指導の内容が変わります

メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病は、気づかないうちに進行します。さらに、その状態を放置しておくと、脳卒中や心臓病、糖尿病やその合併症などの生活習慣病を引き起こす危険性があります。

特定健診では、「腹囲測定」や「LDLコレステロール」※などの検査項目が新たに加えられ、メタボリックシンドロームの危険因子を調べる検査が中心となります。

また、特定保健指導では、生活習慣病発病の危険度により対象者をグループに分けて、個人の健康状態やライフスタイルに応じ、本人に適した保健指導が行われます。

健診で異常が見つかった段階で、生活改善などにより予防に努めていれば、心臓病や脳卒中などの深刻な病気を予防することが可能と考えられています。

※LDLコレステロールとは、悪玉コレステロールのことです。

● 特定健診の対象となる人

40歳以上74歳以下の医療保険の被保険者（本人）と被扶養者（家族）の全員が対象となります。

● 特定健診の受け方

実施主体である医療保険者から、受診機関や受診日などについてのお知らせや受診券・利用券などが送られてきます。詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。



● 特定健診以外は今までどおり市町村です

がん検診や腹部超音波検診などは、今までどおり町が実施します。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 国民健康保険係

TEL 099-476-1111 (内線126・127)